

◎死因究明等推進基本法案新旧対照表

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節～第三節〔略〕</p> <p>第四節 特別の機関（<u>第十六条の二</u>～<u>第十六条の四</u>）</p> <p>第五節〔略〕</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十六〔略〕</p> <p>十六の二 死因究明等推進基本法（令和元年法律第 号）第十 九条第一項に規定する死因究明等推進計画の策定及び推進に關 すること。</p> <p>十七～百十一〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節～第三節〔略〕</p> <p>第四節 特別の機関（<u>第十六条の二</u>）</p> <p>第五節〔略〕</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するた め、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十六〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十七～百十一〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p>

〔設置〕

第十六条の二 別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

死因究明等推進本部

自殺総合対策会議

〔削る〕

〔死因究明等推進本部〕

第十六条の三 死因究明等推進本部については、死因究明等推進基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

〔自殺総合対策会議〕

第十六条の四 自殺総合対策会議については、自殺対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十六号まで、第十七号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号か

〔自殺総合対策会議〕

第十六条の二 別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、自殺総合対策会議とする。

〔新設〕

〔新設〕

2

自殺総合対策会議については、自殺対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

〔新設〕

〔新設〕

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第八

ら第八十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3 「略」

十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3 「略」